

情報計算法学生物学会法人賛助組合同規約

第1条

この会は、「情報計算法学生物学会法人賛助組合」（以下本会と略記する）と称し、略称をCBI学会法人賛助組合とする。

第2条

本会は、「情報計算法学生物学会」（以下CBI学会と略記する）規約第6条2項及び第21条にもとづき、CBI学会運営のための経費の管理、執行を目的とする。

- 2.本会は学会の目標に沿った活動を効果的に展開するために、情報や意見を交換し、会に提言し、その実行において協力する。

第3条

本会の事務局は、神奈川県横浜市におく。

第4条

本会は、CBI学会に参加する法人会員により構成される。

第5条

本会には、代表をおく。

- 2.代表は、CBI学会の代表と本会の会員により選出される。
- 3.代表の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第6条

代表は、会員及び事務局の中から会計監事及び会計幹事を任命する。

- 2.会計監事及び会計幹事の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第7条

会員は、CBI学会の運営賛助費として参加費を納入しなければならない。

- 2.会費は年30万円（消費税別）とする。
ただし、年度の下半期の入会、上半期の退会に関しては、会費の半額（15万円（消費税別））を請求する。
また、年度途中の入会に関しては、申し込み時点において月割で減額できる。

第8条

資金の運営は、CBI学会の趣旨に従い、CBI学会事務局からの執行依頼により運営される。

第9条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2.代表は、毎年1回3月末日の会計報告を行う。

第10条

本会は、CBI学会が解散した時点において、すみやかに解散する。

- 2.本会の残余資産に関しては、CBI学会の設立趣旨に沿った処理を講じる。

第11条

本規約に定めない事項または、本規約の解釈あるいは会の運営に疑義を生じた場合には、代表に申し出ることができる。代表は会員の協議にはかり、これに対処する。

付則

1. この規約は1991年7月1日より実施する。
2. 1993年1月8日に第7条3.のただし書きを追加。
3. 1997年10月7日に第3条の所在地を変更。

4. CBI学会の名称が2000年4月1日より情報計算法学生物学会に変更したのに伴い、本会の名称を情報計算法学生物学会法人賛助組合に変更。
5. 2002年3月20日に第2条2項を追加。
6. 2010年2月1日に第7条2項（入会金は30万円とする）を削除する。
7. 2010年2月1日に第7条3項を第7条2項とする。
8. CBI学会事務局と共に、本会も2011年6月1日に神奈川県横浜市に移転。
9. 2012年3月1日に第7条の2項に会費に消費税分が加わることを追加した。
10. 2012年4月2日に第7条の2項に年度途中の入会に関しては、申し込み時点において月割で減額できることを追加した。